

中国地区老人福祉施設協議会表彰内規

(主旨)

第1条 本会規約第5条第1項に規定する本会会員（以下「会員」）の施設長並びに職員等で、老人福祉の増進に寄与または協力し、その功績が顕著なものに対して、中国地区老人福祉施設協議会長（以下「会長」）がこれを表彰する。

(表彰の方法)

第2条 表彰は、毎年中国地区老人福祉施設研修大会の際に行う。

(表彰該当の資格)

第3条 表彰に該当する者の資格は次の条件に具備する者とする。

現に会員の施設長及び職員で、該当年4月1日現在においてその在職期間が13年以上勤続し、功績顕著であるもの。ただし、その在任期間が中断されている場合及び2以上の施設におよぶ場合であっても、会員相互の間はこれを通算する。

（2）社会福祉法人等の老人福祉事業に従事したもの（他県での実績含）を対象とする。

ただし、在宅介護支援センター及び地域包括支援センター等についても在職期間に含む

(候補者の推薦)

第4条 各県（政令指定都市を含む。以下「各県」という）老人福祉施設協議会長は、前条の規定に該当するものについて、別紙様式による表彰候補者推薦書を作成し、会長の推薦するものとする。

（2）会長は、前項の規定にかかわらず、候補者を推薦することができる。

（3）各県ごとの候補者推薦割当数は毎年県協議会長会議において協議して決定する。

(被表彰者の決定)

第5条 会長は前条の規定により、推薦のあった者について、被表彰者として決定し表彰する。

第6条 過去において全国社会福祉協議会・老人福祉施設協議会長表彰及び感謝を受けたものは表彰しない。

(感謝)

第7条 各県の協議会長から推薦された場合は、各県協議会長会議にはかり老人福祉関係者に感謝状を贈呈することができる。

附 則

この内規は昭和52年6月1日から施行する。

この改正内規は昭和55年1月30日から施行する。

この改正内規は昭和58年7月19日から施行する。

この改正内規は昭和63年4月1日から施行する。

この改正内規は平成12年3月3日から施行する。

この改正内規は平成20年5月9日から施行する。

この改正内規は平成29年4月1日から施行する。